

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（1）

2. 日時

令和3年3月4日（木） 13時05分～13時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、有田専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

なし

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:03 | はい。規制庁のアリタです、ただいまより、   |
| 0:00:08 | 三菱原子燃料の保安規定の変更認可申請に係る面談を開始します。   |
| 0:00:14 | 本日の令和3年2月15日付で申請がありました保安規定の変更認可申請についての事実確認でございます。  |
| 0:00:26 | こちらから確認すること事実確認する点は、4点ございます。順番に確認したいと思います。   |
| 0:00:38 | まず一つ目ですが、今回  |
| 0:00:46 | 今回の変更申請の対象の別表第5の注に、告示の名称として、核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業は何たらかたらってあるんですが、これは正しく核原料物質又は核燃料物質の                  |
| 0:01:06 | ちょっとこれ書き間違いだと思われます。これ、変更前の間違えてしまっていたようですけども、これはよろしくないので、補正して提出するようお願いいたします。                        |
| 0:01:24 | 三菱原子燃料小又でございますけれども、告示の名称の誤記に関しましては、拝承いたしました。こちらの申請、新旧比較表確認したところにきちんと直っていたのですが正本のところで核燃料と間違っている     |
| 0:01:44 | それ以降、ちょっと見つけられないまま残ってしまったということでしたので、今回補正にて提出させていただきます。   |
| 0:01:54 | はい。規制庁アリタです。どうぞよろしくお願いいたします。   |
| 0:01:59 | 二つ目の新旧対照表についてなんですけど今回67条の2を削除して、それに伴って、67条の3は67条の2に繰り上がる変更がなされると思うんですけども、                          |
| 0:02:15 | これで行くと。  |
| 0:02:18 | 今回、新旧にはつけていないんですけど、保安規定添付3の長期施設管理方式、これは現行67条の3に基づくものですので、タイトルのところに67条の3と書いてありまして、                  |
| 0:02:35 | ここも変えておかないと整合がとれないと思います。もし   |
| 0:02:42 | 条文を削るにあたって、欠番にしないのであれば、ハネ改正って生じると思うんで、現状気づいたのは添付3だけなんですけど、他にもあるかもしれないので明確にした上で訂正して補正をお願いします。       |
| 0:03:05 | 三菱原子燃料の小又でございます。   |
| 0:03:08 | 御指摘の件は拝承いたしました。添付3のですね、引用条文が67条の3のままになってございますので、こちら削除に伴っての繰り上がりということで、第67条の2ということで修正して補正させていただきます。 |

|         |  |
|---------|--|
| 0:03:27 | 欠番はしないで、今申しあげました通り、繰り上げ等という形をとらせていただきますので、このほかにこれ 67 条の 3 を引用していた条文等がないかを確認していった                             |
| 0:03:44 | 影響がある場所、反映してない場所がありましたら、そちらも合わせて補正して対応させていただきたいと思います。以上です。   |
| 0:03:54 | はい規制庁有田です。次に三つ目、これを補正とかじゃなくて、事実関係の説明だけしてもらえれば結構なんですけど、今回の変更内容の許可との整合性について説明していただくことで、もう今回の内容を伴う改正としては、別表 5 の |
| 0:04:14 | 眼の水晶体の線量限度が変わってると思うんですけども、ここの表の 5 っていうのは、具体的には、許可のどこに紐づけて規定されているんでしょうか。                                      |
| 0:04:32 | 三菱原子燃料の小又でございます。ただいまのご質問を説明させていただきますと、事業許可の 235 ページ、本文の 235 ページになりますけれども、                                    |
| 0:04:50 | (ハ) 項の放射線業務従事者の被ばく管理という項がございますけれども、こちらの記載に基づき、放射線業務従事者の目の水晶体を含めた外部被ばく管理すると。                                  |
| 0:05:08 | いうところで紐付いているということでございます。以上です。  |
| 0:05:15 | はい。規制庁有田です。説明理解いたしました  |
| 0:05:20 | 最後、4 つ目なんですけど、これももうちょっと説明をいただきたいのがあって、今回線量告示の改正に伴って  |
| 0:05:34 | 保安規定をの表を変えてもらってると思うんですけど。  |
| 0:05:39 | このうちですね  |
| 0:05:44 | 変更内容のほうで今回、5 年おきの  |
| 0:05:50 | 線量の限度は変えてる、この辺の期間の考え方って、これ線量告示に規定されておまして、これを具体的に言うと、   |
| 0:06:02 | 告示の第 3 条 3 項に書いてて、その規定を 2 条 2 項 1 号で引用しているということで、それによっても平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごと                              |
| 0:06:17 | 期間でございます。  |
| 0:06:20 | この期間ごとで  |
| 0:06:23 | 新しい規定は、この令和 3 年 4 月 1 日から始まるということになるんですけど、この規定の話がちよっと保安規定の本文から読み取れなくて、下部規定とか他の規定で読めるのか、どういう整理になって、           |
| 0:06:39 | お願いします。  |
| 0:06:45 | 三菱原子燃料の小又でございます。   |

|         |   |
|---------|---|
| 0:06:49 | 今のご質問の件ですけれども5年の区分の考え方につきましては、ちょっと下部規定のほうをちょっと確認したんですけれども、現状でその5年の部分についての考え方については規定されておりましたので、      |
| 0:07:07 | 今回の保安規定の別表第5号の注記をふやしまして、平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間ということを明記させていただきたいと思ます。                               |
| 0:07:24 | それからですね、併せて1年度区分の考え方というのも現状記載されていませので、こちらのほうの注記追記してですね、4月1日を始期とする1年間とすることで明記して補正申請させていただきたいと思ます。    |
| 0:07:42 | 以上です。   |
| 0:07:45 | はい。規制庁アリタです。承知いたしました。   |
| 0:07:50 | 私の方からの事実確認事項は、以上です。   |
| 0:07:56 | 規制庁オザワですけれども、   |
| 0:08:00 | 今回の確認させていただいたその事項の一つ目二つ目というのは、かなりお粗末な内容   |
| 0:08:12 | なんです、記載のミスというか、そういうものをだと思ってますんで、設工認の申請されるときにその体制を整えてきちんとやられるというようなところで保安規定も同じですよという説明を受けているにもかかわらず、 |
| 0:08:30 | とてもチェックされていたと思えない状況で申請されてございますので、最初の今回は保安規定あまりこう中身ございませんので、   |
| 0:08:44 | これでこの確認で終わると思ますけれども、設工認のほうで申請されてるものについてはですね、最終段面で物量もまあまあそれなりにあるというところでございますので、                      |
| 0:09:01 | 同じようなチェックされてるって言われてしまうと非常に  |
| 0:09:07 | 不安になるというか、まだまだその改善の余地があるんだなというふうな認識になりますので、きちんとですね、最終の設工認かも今後多分補正もあると思ますので、きちんと体制をもう一度考えを確認した上でですね。 |
| 0:09:25 | 同じようなことが設工認側で起きないように対応してください。こういう今回あまり内容がない保安規定の申請でこのようなミスがあったのはMNFだけです。ウラン加工事業者の中には、               |
| 0:09:41 | 同じようなことが起きないようにお願いします。以上です。   |
| 0:09:49 | 三菱原子燃料のヤマカワでございます。ただいまご指摘に行かれた点については十分反省してございます。特に  |
| 0:09:59 | 初めに、一つ目二つ目のところですね、今ご指摘いただいたように、内ちょっと基本的なところがきちんとチェックできてなかったというところにつきましては、                           |

|         |  |
|---------|--|
|         | いま1度ですれきちんとチェックの上、保安規定のほうは補正させていただきたいと思います。  |
| 0:10:15 | 考えてございまして、それ以外にも今ご指摘いただいたように、設工認のほうも実績でございますし、さらにはでもまた今後ですね、   |
| 0:10:30 | 変更申請することになると思いますので、そこも踏まえまして、今後きちんとチェックでして、その上ではございます。   |
| 0:10:39 | いうことに定めて参りたいと思います。以上でございます。  |
| 0:10:45 | 規制庁オザワです。よろしくお願ひします。1点目の新旧では   |
| 0:10:54 | きちんとなされていたんだけれども、最初のその正本のところであつていうところもですね、何でそういうことが起きてしまったのかもきちんと確認した上でですね、対応してください。よろしくお願ひしますということです。 |
| 0:11:11 | 三菱原子燃料の山川でございます承知いたしました。今回のこの件につきましては、内部的には不適合としてですね、きちんと原因の確認の上ですね、補正して参りたいと考えてございます。以上です。            |
| 0:11:25 | 規制庁オザワですよろしくお願ひします。  |
| 0:11:29 | 私から以上です。   |
| 0:11:53 | 規制庁アリタです。私のほうからの事実確認事項は以上なので、  |
| 0:11:59 | 特にこれ以上何か追加のコメントがないようであれば、これで終わろうと思ひます。   |
| 0:12:13 | 三菱原子燃料の小又でございます。ありがとうございました。   |
| 0:12:25 | 有田です。それではこれにて面談を終了したいと思ひます。  |